

平成28年度  
科学研究費助成事業－科研費－  
公募要領等について

## 【主な説明内容】

### 1. 科研費の公募要領について

- 科研費の公募要領について
- 科研費に応募するには
- 応募書類の提出(送信)期限等
- 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項
- 応募に当たり研究者が行うべき主な事項

### 2. 公募要領の主な変更点等について

- (1). 文部科学省公募分、日本学術振興会公募分に共通する事項
  - 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧の一部変更について
  - 研究倫理教育の受講等及び実施について
- (2). 文部科学省公募分に関する事項
  - 新学術領域研究(研究領域提案型)の変更点について
- (3). 日本学術振興会公募分に関する事項
  - 基盤研究(A・B)(海外学術調査)の審査希望分野について
  - 基盤研究(B・C)(特設分野研究)の応募に係る留意事項
  - 研究計画最終年度前年度の応募について

# 1. 科研費の公募要領について

○科研費の公募要領について

○科研費に応募するには

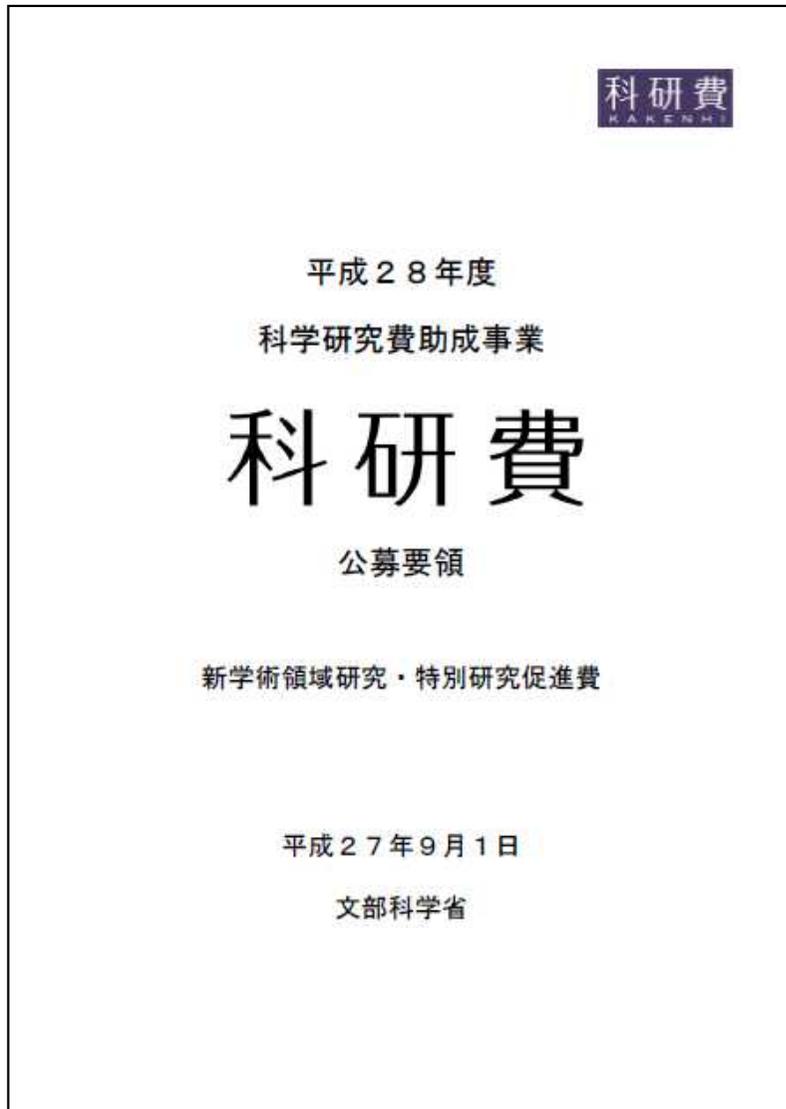
○応募書類の提出(送信)期限等

○応募に当たり研究機関が行うべき主な事項

○応募に当たり研究者が行うべき主な事項

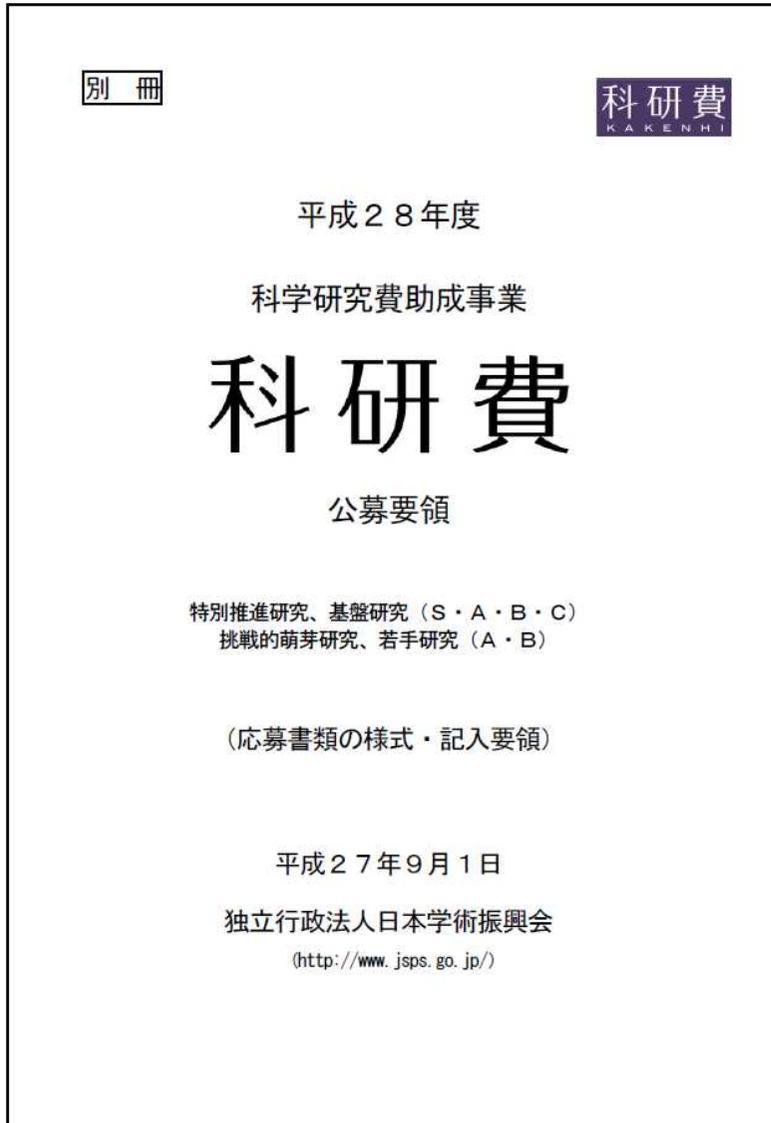
# 科研費の公募要領について（1）

- 公募要領は、「科研費の応募・申請に関するルール」
- 毎年度、変更点があるので、必ず内容を確認してください。



## 【科研費の公募要領の構成】

- ・科研費制度の概要
- ・公募の内容
- ・応募する研究者に対する注意事項  
(応募資格や重複制限等)
- ・応募書類(研究計画調書)の作成・応募方法
- ・既に採択されている研究者に対する注意事項
- ・研究機関の担当者向けの注意事項



## 【科研費の公募要領の構成（別冊）】

- ・各種目の研究計画調書、作成・記入要領
- ・Web入力項目（科研費電子申請システムに直接入力する項目）の作成・入力要領、画面イメージ

※別冊については冊子体の送付を行いません。

※公募要領は文部科学省及び日本学術振興会のホームページに掲載しています。

文部科学省分：

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/main5\\_a5.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)

日本学術振興会分：

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

## 【平成27年9月1日に公募を開始した種目】

○新学術領域研究（研究領域提案型）  
→文部科学省から公募

○特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、  
挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）  
→日本学術振興会から公募

本パートでの主な説明  
対象

○研究成果公開促進費  
→日本学術振興会から公募

資料5を参照

※すべて異なる公募要領ですので注意してください。

※研究活動スタート支援、奨励研究は、別に公募予定。

（参考）昨年度の公募時期…研究活動スタート支援：3月1日、奨励研究：10月1日

# 科研費に応募するには

○公募要領に基づき、科研費応募資格を有する研究者が研究代表者となり、研究計画調書（応募書類）を作成し、所属する研究機関を通じて、科研費電子申請システムにより提出する必要があります。

【応募に当たって、科研費電子申請システムを利用する種目】

新学術領域研究（研究領域提案型）、特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）、研究活動スタート支援

【応募に当たって、科研費電子申請システムを利用しない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費

# 応募書類の提出（送信）期限等

（公募要領 P 1 1（文科）、P 1 1（学振））

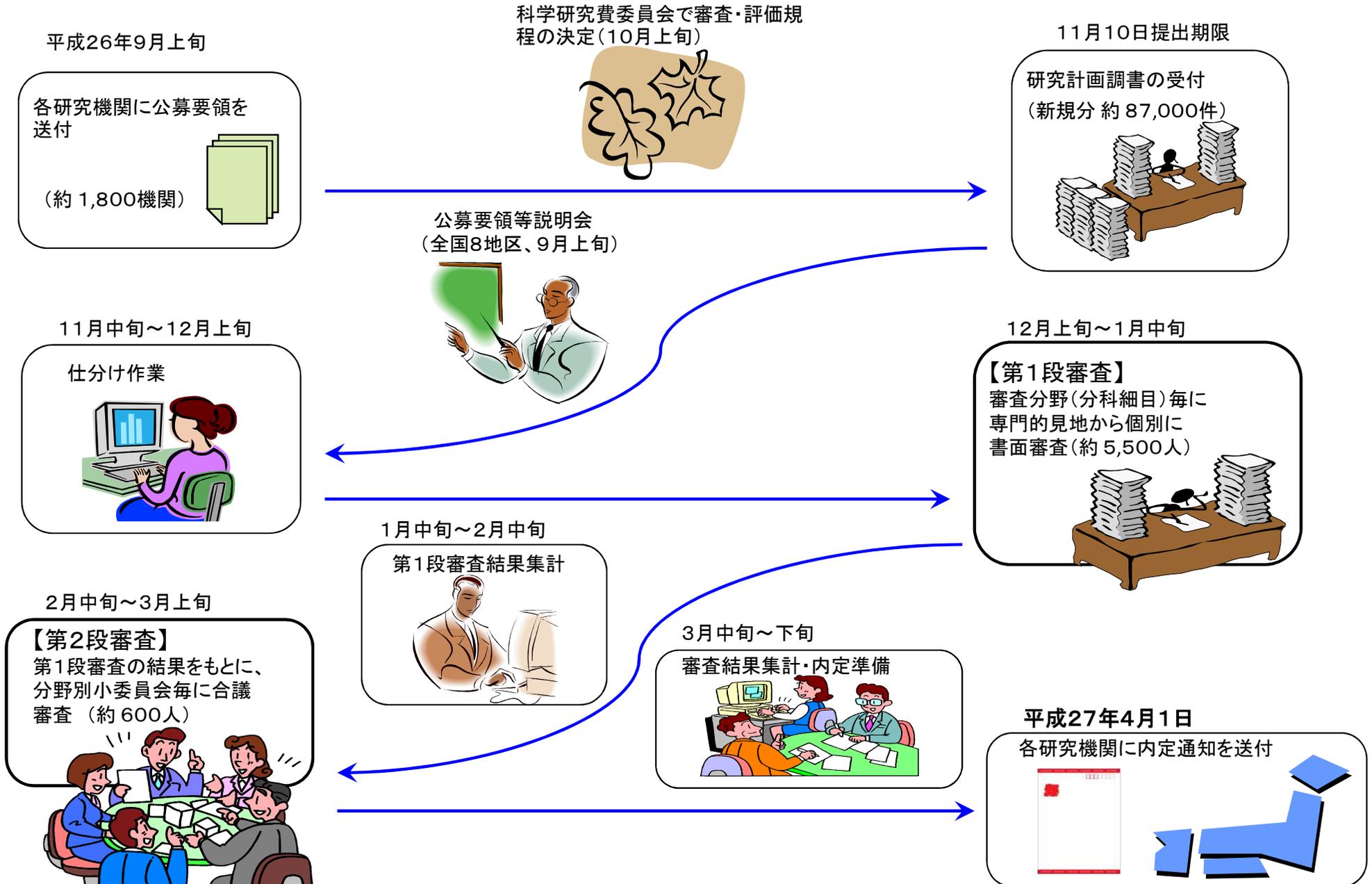
「応募書類の提出（送信）期限は、下記のとおりです。この期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

また、応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書の訂正、再提出を行うことはできません。

日 時	研究代表者が行う手続き	研究機関が行う手続き
<p>平成 2 7 年 9 月 1 日～ 公募開始</p> <p>※平成 2 8 年度公募に係る科研費電子申請システムでの入力は 9 月中旬より可能となる予定。</p> <p>1 1 月 9 日（月） 午後 4 時 3 0 分 提出期限</p>	<p>①応募書類の作成 （所属する研究機関から付与された e-Rad の「ID・パスワード」により、科研費電子申請システムにアクセスし作成）</p> <p>②所属する研究機関に応募書類を提出（送信） （当該研究機関が設定する提出（送信）期限までに提出（送信））</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>① e-Rad 運用担当から e-Rad の研究機関用の ID・パスワード」を取得（既に取得済の場合を除く） ※ ID・パスワードの発行に 2 週間程度必要。</p> <p>② e-Rad への研究者情報の登録等</p> <p>③ 研究代表者に「ID・パスワード」を発行（既に発行済みの場合を除く）</p> <p>④ ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出 （提出期限：10 月 6 日（火））</p> <p>⑤ 応募書類の提出（送信）</p>

# 基盤研究等の公募から内定までの流れ(平成27年度分)

※「基盤研究等」……「基盤研究(A・B・C)(一般)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(A・B)」



# 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（1）

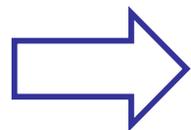
（公募要領P40（文科）、P69（学振））

## (1)「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き

①研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。ここで言う「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条において、

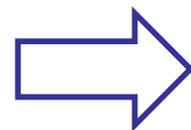
- 1)大学及び大学共同利用機関
- 2)文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3)高等専門学校
- 4)文部科学大臣が指定する機関

という4類型が定められています。



4)に該当する機関が、研究機関の名称等の変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

②研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。



全ての機関が、以下の要件を満たしているか確認してください。

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

# 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（2）

（公募要領P40（文科）、P69、70（学振））

## （2）所属する研究者の科研費応募資格の確認

○所属する研究者が科研費に応募しようとする場合、下記の点を満たさなければなりませんので、十分に確認してください。

- ① 応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。

### ＜要件＞

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成28年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

# 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（3）

（公募要領P41（文科）、P70（学振））

## （3）研究者情報の登録（e-Rad）

○科研費に応募しようとする研究代表者、研究分担者及び連携研究者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

【参考】〔e-Rad研究者情報登録画面〕

登録状態	機関所属 ▼ 事由 転出
退職日	<input type="text"/> この研究者が実際に退職する(した)日を入力します。例) 2013/03/31
科研費応募資格	<input checked="" type="checkbox"/> 資格あり この研究者があなたの研究機関において科学研究費助成事業への応募資格を持つと判断する場合にはチェックを入れます。 ・このチェックを入れることによって、科学研究費助成事業への応募が可能となります(ログイン直後の画面へ科研費システムへのリンクが表示されるようになります)。 ・応募資格を認めるか否かについては、公募要領等に示している要件を元に各機関で判断を行ってください。
	<input type="radio"/> 委任先にならない <input checked="" type="radio"/> 委任先になる この研究者にとって、あなたの研究機関が「主たる研究機関」となる場合にはチェックを入れます。

研究者が応募書類を作成できるようにするには、応募資格を確認した後、このチェックボックスにチェックを入れる必要があります。

# 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（４）

（公募要領P41、42（文科）、P70、71（学振））

## （４）e-RadのID・パスワードの確認

○研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、e-Radに研究者情報を登録してください。

### ①研究機関用のID・パスワードの取得について

研究機関用のID・パスワードを取得されていない場合には、まず、e-Radポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

→ ID・パスワードの取得については、e-Radホームページ  
(<http://e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>) で確認。

### ②応募を予定している研究者に対するID・パスワードの付与

各研究者のID・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。

→発行方法は、e-Radホームページ (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) で確認。

※ID・パスワードの付与の際、決して他者に漏えいすることがないように厳格な管理をするよう研究者に周知してください。

※一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能ですが、既に研究者情報が登録されている者であっても、登録内容（「所属」「職」等）に修正すべき事項がある場合には、正しい情報に更新する必要があります。

※余裕を持って、早めに登録を済ませてください。

# 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（5）

（公募要領P42（文科）、P71（学振））

## （5）「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

○「応募を予定している研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」及び「平成28年度も科研費の継続課題の研究代表者又は研究分担者が所属する予定の研究機関」が作成・提出する書類として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出してください。

- ①チェックリストは、平成27年10月6日（火）までにe-Radにより提出してください。  
（平成27年4月以降に既に提出している場合は、あらためて提出する必要はありません。）
- ②チェックリストの提出がない場合には、当該研究機関に所属する全ての研究者の応募が認められません。
- ③e-Radを使用したチェックリストの提出方法や様式等については、別途、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室から、平成27年8月7日付けで、各研究機関（e-Radに登録された事務代表者のメールアドレス）宛に電子メールで通知しております。
- ④チェックリストを提出した後、科研費電子申請システムに当該チェックリストの提出状況が反映されるまで概ね1週間かかりますので、余裕をもって提出してください。

【問い合わせ先】（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室 e-mail: [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp)

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

# 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（6）

（公募要領P 4 3、4 4（文科）、P 7 2、7 3（学振））

## （6）その他

### ①公募要領の内容の周知

### ②研究分担者承諾書の確認

研究代表者が作成した研究計画調書に記載されている研究分担者について、研究代表者が徴した研究分担者承諾書を確認してください。

### ③応募書類の確認

応募書類が所定の様式と同一規格であるか確認してください。

### ④応募書類の提出

### ※研究成果報告書の提出

研究期間が終了しているにも関わらず、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、科研費の交付等が行われませんので、研究成果報告書を必ず提出してください。

# 応募に当たり研究者が行うべき主な事項（１）

（公募要領P 2 2、2 3（文科）、P 1 6、1 7（学振））

## （１）応募資格の確認

○自身が科研費の応募資格を有しているか所属する研究機関等を確認してください。  
→応募資格は、スライドP11参照

## （２）研究者情報登録の確認（e-Rad）

○e-Radに登録されている研究者情報を確認してください。  
→自身の研究者情報が登録されていなかったり、登録内容が正しくない場合は、所属する研究機関に確認してください。（「研究分野」など、一部の情報については、自身で修正可能。）

## （３）e-RadのID・パスワードの取得

○e-RadのID・パスワードを取得していない場合には、所属する研究機関からID・パスワードの付与を受けてください。

→※ID・パスワードが他者に漏えいすることがないように厳格な管理をしてください。

※一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能ですが、既に研究者情報が登録されている者であっても、登録内容（「所属」「職」等）に修正すべき事項がある場合には、正しい情報に更新する必要があります。

※余裕を持って、早めに登録を済ませてください。

# 応募に当たり研究者が行うべき主な事項（2）

（公募要領P 24～27（文科）、P 18～21（学振））

## （4）重複制限の確認

### 【重複制限の基本的な考え方】

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究費の額が大きい研究種目など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。



- ・「重複応募」に係る制限、「受給」に係る制限、研究代表者、研究分担者の違いなどにより複数のルールがあります。
- ・希望する研究種目への応募や、受給ができないことにならないよう、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認してください。

# 応募に当たり研究者が行うべき主な事項（3）

## 【重複制限一覧表の見方について】（公募要領P28～30（文科）、P22～27（学振））

例) 基盤研究(C)（一般）の新規課題の代表者又は継続課題の代表者として乙欄の研究種目に新規課題を応募する場合

### 1-1) 「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

甲欄	乙欄														挑戦的萌芽研究		
	特別推進研究	基盤研究S	基盤研究A		基盤研究B			基盤研究C		若手研究A	若手研究B	新学術領域研究					
			一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究			総括班※	計画研究	公募研究			
	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規			
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者			
基盤研究C	一般	新規	代表者	□	×	×	★	×	★		—		×	×			×
		継続	代表者	□	▲	▲	★	▲	★		—		▲	▲			▲

空欄: 基盤研究(C)（一般）、乙欄双方の研究課題とも応募可

×: 基盤研究(C)（一般）の新規研究課題に応募する場合には、乙欄の研究課題に応募できない

▲: 乙欄の研究課題に応募できない

□: 基盤研究(C)（一般）、乙欄双方の研究課題とも応募可だが、特別推進研究が採択された場合には、特別推進研究のみ実施できる

★: 原則として重複応募は認めない(明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く)

—: 基盤研究(C)（一般）には、一つの研究課題にのみ応募できる(継続研究課題を有する場合は、基盤研究(C)（一般）の新規研究課題に応募できない)

## 2. 公募要領の主な変更点等について

### (1). 文部科学省公募分、日本学術振興会公募分に共通する事項

- 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧の一部変更について
- 研究倫理教育の受講等及び実施について

# 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧の一部変更について

(公募要領P78、80(文科)、43、45(学振))

○細目「社会システム工学・安全システム」、細目「言語学」のキーワードの一部を見直しました。

複合領域	社会・安全システム科学	2201	社会システム工学・安全システム	A	[社会システム工学] (1)社会工学、(2)社会システム、(3)政策科学、(4)開発計画、(5)経営工学、(6)経営システム、(7)OR、(8)品質管理、(9)インダストリアルエンジニアリング、(10)モデリング、(11)ロジスティクス、(12)マーケティング、(13)ファイナンス、(14)プロジェクトマネジメント、(15)環境管理
				B	[安全システム] (16)安全工学・安全科学、(17)製品・設備・システム安全、(18)リスクマネジメント、(19)危機管理、(20)火災・爆発防止、(21)安全情報、(22)安心の社会技術(避難、群衆誘導、情報伝達、ハザードマップ)、(23)リスクベース工学、(24)診断・回生・維持管理、(25)機器・人間の信頼性、(26)労働安全衛生
人文学	言語学	3201	言語学	1	(1)音声学、(2)音韻論、(3)形態論、(4)統語論、(5)意味論、(6)語用論、(7)文字論、(8)辞書論
				2	(9)社会言語学、(10)談話研究、(11)心理言語学、(12)言語の生物的基盤、(13)歴史言語学、(14)仏語学、(15)独語学、(16)中国語学、(17)その他の語学、(18)危機・少数言語、(19)神経言語学、(20)コーパス言語学

# 研究倫理教育の受講等及び実施について

(公募要領P38、39、43(文科)、66、68、72(学振))

○研究倫理教育の受講等について、交付申請要件としました。

	平成28年度新規課題	平成28年度継続課題
研究代表者	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>交付申請前までに、研究倫理教育の受講等</u> <u>を</u> <u>する</u> <u>こと</u>。</li><li>● 研究分担者から、① <u>応募時までに「交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をする」旨</u>が明記された「研究分担者承諾書」を徴すること、② <u>交付申請前までに、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認</u>すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成27年度中に研究倫理教育の受講等をする <u>こと</u> <u>として</u> <u>いる</u> <u>ため</u>、<u>改めて</u> <u>研究倫理教育の受講等を行う必要は</u> <u>ない</u>。ただし、新たに研究分担者を追加する場合、当該研究分担者は <u>交付申請前まで</u> <u>(交付決定後においては、研究代表者が変更承認申請を行う前まで)</u> <u>に</u> <u>研究倫理教育の受講等をする</u> <u>こと</u>。</li></ul>
研究分担者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 研究代表者に、「<u>交付申請前までに研究倫理教育の受講等をする</u>」旨が明記された「研究分担者承諾書」を提出すること。</li><li>● <u>研究倫理教育の受講等をする</u> <u>こと</u>。</li><li>● <u>研究代表者が交付申請を行うまでに、研究倫理教育の受講等をした旨を報告</u> <u>すること</u>。</li></ul>	
研究機関	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、<u>研究倫理教育を実施</u>。</li></ul>	

※研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等を行っていることについて、交付申請時に 科研費電子申請システムで確認を行う。(特別推進研究は書面で提出)

## 2. 公募要領の主な変更点等について

### (2). 文部科学省公募分に関する事項

○新学術領域研究(研究領域提案型)の変更点について

## 制度の変更

平成28年度公募からの制度の変更は以下の2点です

- 新規**の研究領域において、  
「国際活動支援班」を設置して応募することが可能
- 継続**の研究領域において、  
3年目の中間評価の結果、審査が必要と判断された  
「計画研究」の応募・審査を廃止  
⇒該当の研究領域には周知済み

## 「国際活動支援班」について（任意で設置可）

### ●国際活動支援班とは・・・

研究領域の国際展開を進める上で最適な方針の策定（現在行われている国際的研究の発掘による領域の強化、新たな国際ネットワークの開拓等）、国際的な動向分析、支援活動（国際共同研究の推進や海外ネットワークの形成（国際的に評価の高い海外研究者の招聘やポストドクターの相互派遣等））を行う組織

- 総括組織として「総括班」のほか、任意で「国際活動支援班」を設置することができます。
- 「国際活動支援班」に係る応募金額は、単年度あたり1,500万円以下とし、学術研究助成基金助成金により交付します。
- 当該研究領域の領域代表者が研究代表者となり、当該研究領域を構成する全ての「計画研究」の研究代表者が必ず組織の構成員（研究分担者及び連携研究者）になるものとします。また、「計画研究」の研究分担者を必要に応じて組織の構成員（研究分担者又は連携研究者）にすることもできます。なお、「計画研究」の研究代表者及び研究分担者以外の者は国際活動支援班の研究分担者になることはできません。

## 「国際活動支援班」に関する様式の変更・追加

### ○**領域計画書**（2. 領域推進の計画・方法）

3）において、国際的なネットワークの構築、国内外の優れた研究者との共同研究、海外の研究機関との連携、国内外への積極的な情報発信など、「国際活動支援班」の設置により考慮している場合はその取組を記述してください。

なお、「国際活動支援班」を設置しない場合は、必要がない理由等を記述してください。

### ○**研究計画調書** ※ヒアリング対象領域に選定された後に提出する調書

「国際活動支援班」用に、新たに調書の様式「S-1-23」を設けました。他の計画研究及び総括班とは様式が異なりますので、御注意ください。

## その他の変更・追加

### ○ 「**計画研究**」の研究計画調書

「研究目的」欄の②を修正し、研究期間内に、何をどこまで明らかにして領域の推進に貢献しようとするのかについては、当該研究の位置づけ・役割など領域との関係を明確にして記述するよう趣旨を明記しました。

### ○ 「**公募研究**」の研究計画調書

新たに「前回の公募研究の成果等」の欄を設け、平成25年度開始の研究領域における公募研究に採択されていた研究者が、同一領域の公募研究に応募する場合、前回の研究成果や領域の推進への貢献状況について記述してください。  
なお、前記に該当しない場合は「該当なし」と記載してください。

## 2. 公募要領の主な変更点等について

### (3). 日本学術振興会公募分に関する事項

○基盤研究(A・B)(海外学術調査)の審査希望分野について

○基盤研究(B・C)(特設分野研究)の応募に係る留意事項

○研究計画最終年度前年度の応募について

# 基盤研究（A・B）（海外学術調査）の審査希望分野について（1）

（公募要領P33（学振））

○基盤研究（A・B）（海外学術調査）の審査希望分野のうち、人文学、理工、生物を変更しました。

## 【平成27年度公募】

人文学	① 人文学A（哲学、文学、言語学、芸術学）
	② 人文学B（史学、考古学）
	③ 人文学C（人文地理学、文化人類学）
	④ 人文学D（地理学、地域研究等 人文学A・B・Cに該当しないもの）

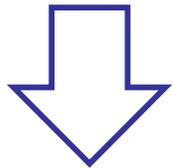


## 【平成28年度公募】

人文学	① 人文学A 哲学、文学、言語学、芸術学
	② 人文学B 史学、考古学
	③ 人文学C 人文地理学、文化人類学
	④ 人文学D 地理学、地域研究、 <b>環境学</b> 等 人文学A・B・Cに該当しないもの

## 【平成 2 7 年度公募】

理工	⑨ 数物系科学
	⑩ 化学
	⑪ 工学A(建築学)
	⑫ 工学B(工学Aに該当しないもの)



## 【平成 2 8 年度公募】

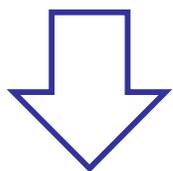
理工	⑨ 数物系科学
	⑩ 化学
	⑪ 工学A 建築学
	⑫ 工学B 建築学以外の工学分野(情報学を含む)
	⑬ 環境学A 理工系を主とする環境学

# 基盤研究 (A・B) (海外学術調査) の審査希望分野について (3)

(公募要領 P 3 3 (学振))

## 【平成 2 7 年度公募】

生物	⑬	生物学	
	⑭	農学A	(生産環境農学、農芸化学、森林圏科学、境界農学)
	⑮	農学B	(社会経済農学、農業工学、動物生命科学、水圏応用科学)
	⑯	医療薬学A	(薬学、基礎医学、境界医学、社会医学)
	⑰	医歯薬学B	(臨床医学、歯学、看護学等、医歯薬学Aに該当しないもの)



## 【平成 2 8 年度公募】

生物	⑭	生物学	
	⑮	農学A	生産環境農学、農芸化学、森林圏科学、境界農学
	⑯	農学B	社会経済農学、農業工学、動物生命科学、水圏応用科学
	⑰	医療薬学A	薬学、基礎医学、境界医学、社会医学
	⑱	医歯薬学B	臨床医学、歯学、看護学等、医歯薬学Aに該当しないもの
	⑲	環境学B	生物系を主とする環境学

# 基盤研究（B・C）（特設分野研究）の応募に係る留意事項（1）

（公募要領P14、15、34、61～65（学振））

- 「特設分野研究」は、審査希望分野の分類表である「系・分野・分科・細目表」とは別に平成26年度公募から新たに設けた審査区分です。
- 現行の細目では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者にかかれています。

【平成28年度公募分野】 <採択予定課題数：分野ごとに30件以内>

設定年度	応募可能な研究期間	分野
平成26年度	3年間	「ネオ・ジェロントロジー」「連携探索型数理科学」「食糧循環研究」
平成27年度	3～4年間	「紛争研究」「遷移状態制御」「構成的システム生物学」
平成28年度	3～5年間	「グローバル・スタディーズ」「人工物システムの強化」「複雑系疾病論」

## 【応募に当たっての留意事項】

- ・ 各分野の設定は5年間、公募期間は分野設定年度から3年度目までとし、公募期間初年度で応募可能な研究期間は3年～5年間、公募期間2年度目は3年～4年間、公募期間3年度目は3年間となる。
- ・ 審査に当たっては必要に応じて、研究代表者から追加資料の提出を求められることがある。
- ・ 採択者を対象に、研究代表者交流会を開催。

# 基盤研究（B・C）（特設分野研究）の応募に係る留意事項（2）

（公募要領P14、15、34、61～65（学振））

## 審査方式について

○基盤研究（B）と基盤研究（C）を区分せずに審査します。

○書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。

○応募件数が多数の場合、あらかじめ概要版等による書面審査を行ったうえで、合議審査対象課題を選定することがあります。

## 審査結果の開示について

○合議審査対象課題で採択されなかった課題については、開示を希望している場合に限り、書面審査の結果と併せて「審査結果の所見」を電子申請システムにより開示する予定です。

# 研究計画最終年度前年度の応募について

(公募要領 P 2 1 (学振))

- 最終年度前年度応募が可能となるのは、研究期間が4年以上で、平成28年度が研究期間の最終年度に該当する研究課題（継続研究課題）です。
- 最終年度前年度に新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、  
「基盤研究（基盤研究（B・C）（特設分野研究）を除く。）」です。ただし、「若手研究（A・B）」の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は「基盤研究」のみとなります。
- 最終年度前年度応募により採択された場合、その基となった継続研究課題の平成28年度の科研費は原則として交付されません。交付された場合であっても全額返還することとなりますので、新規応募研究課題の経費には予め当該継続研究課題の実施に必要な経費を含めて計上してください。
- 研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書を提出しなければなりません。（提出期限は平成29年6月30日）